

〔Ⅲ〕 附属学校のあり方について

秋 元 照 夫

(昭和25年4月～同27年3月主事在任)

(昭和40年4月～同43年8月校長在任)

これまで30年の間に、わが附属学校は現行教育法規の上でどうなっていたのであろうか、一見してみることにした。まず、大学設置基準(昭和31年)の第41条によると、教員養成に関する学部又は学科の教育研究に必要な研究施設として置かれた附属施設である、と考えられる。この以前であるが、国立学校設置法(昭和24年)をみると、「学部附属の教育研究施設等」についての第5条に示されるように、国立大学の学部及び大学附置の研究所に、文部省令で定めるところにより置かれた附属の教育施設又は研究施設である。そこで、国立学校設置法施行令としての国立大学の附属学校に関する政令(昭和29年)の中で、名古屋大学教育学部に中学校と高等学校という学校種別が示されている。さらに、国立学校設置法施行規則(昭和39年)をみると、第4章の「短期大学及び附属学校」についての第24条の別表第9の中に、名古屋大学教育学部に附属する学校としての固有名称が明記されている。なお、この外、学部の附属学校としては同じ様に見えるが、例えば医学部の附属看護学校等は同法施行規則第20条によって置かれた学部附属の教育施設又は研究施設である。法規上の条項の位置の相違であるが、それでも設置の事由・目的が具体的にわかる。既に気付かれたであろうが、附属という用語の他に、附置・併設などがあり、その施設としても学校の他に研究センター・共同研究施設・全国共同研究施設などがある。これらと比較してみても、教育研究施設としての現在の附属学校に特定のあり方が考えられるわけである。

そこで、附属学校の機能役割について注目すると、国立学校設置法施行規則(昭和39年)第27条には「……大学又は学部における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力」すること、「……大学又は学部の計画に従い学生の教育実習の実施に当る」ことが示されている。この二つのことを合せて、大学設置基準第41条と一致するとして、その教員養成に関する学部又は学科に附属するものに限定されてしまうのであろうか。教員養成を目的としない教育学部にとっても、前半だけの「教育又は保育の研究」に必要な施設と考えても差支えはない。学部に直接の教員養成の計画のない場合には教育職員免許法による教育実習の必要はないし、他大学の計画に従う必要もない。しかし、

「教育又は保育の研究」の方法としても教育実習が考えられる。この意図で、わが附属学校が用いられ、特に「研究実習」と称して実施されたことがあるのである。それでも、後年間もなく、この附属学校の無用・廃止が教授会で論議されたことがある。それは、いったいどうしたわけであろうか、も一度よく考えてみたい。

さて、わが附属学校が開設された中等学校教員養成を目的とした岡崎高等師範学校のことであるが、大学設置基準の制定以前のことであったが、附属学校のあり方を再確認するために、新制の大学・学部へ合併改編された当時を回想しておきたい。その頃、岡崎高等師範学校の教授会は、自から論議したことのある県内師範学校を統合し、あるいは自校単独であっても、教員養成の新制大学として存続しようとする対策を中止して、だいたい文部省筋、そして名古屋大学からも新制の総合大学としての拡充が構想され、名古屋大学へ合併するに至ると共に、教育学部を創設することを決定したのである。このとき、教員養成のことは解放制による全学的形態に改めることになったのである。これが、教育職員免許法(昭和24年)及び同法施行規則(昭和29年)に示されるところの教職課程の設置となったのである。

記憶に残るところでは、教育学部の当初の予算規模は岡崎高師のものが引継がれた由である。しかし、教育学部学生定員は40名となった。高師生徒定員からの減少数は教員となる者の多い文学部と理学部の学生定員の増加数の中に配分された由である。その頃、私は松原校長・細谷教授等の意を受けて、名大の田村総長・戸荻医学部長・須川事務局長等と蔭ながら度々連絡、懇談を行なって、合併に関する趣旨・情報の交換に努めていた。また、教育学部創設委員として会議に出席し論議に加わっていた。そして、名大教授として兼任発令されたのは教養部所属であり、二つの分校から集まった教授の会議にも出席していた。私が授業で担当したのは教職課程の科目であり、それは、教養部の所管であった。ここに、繰返すまでもなく、名古屋大学における教員養成は、大学全体の総合的な教職課程として実施されたのである。その審議機関は各学部からの教職課程委員で構成される会議で、最終的には大学評議会であり、事務は大学事務局本部によって統轄された

のである。

教育実習については、この教職課程委員会が決定した計画の一部の実施に教育学部の附属学校が当り、他は公私立の協力学校に委嘱して行われたのである。附属学校と協力校で実施された教育実習の学生の成績評価は合わせて、教育学部教授会の議を経て、教職課程委員会によって認定されるのである。しかし、その際、国立学校設置法施行規則第27条による教育実習の実施に当る責任者である附属学校の校長そして教頭も教職課程委員の会議に委員としても陪席者としても参加していない。このことは、国立学校設置法施行規則第25条によって、校長の権限が学部長の監督の下にあることによるためであろうか。検討を要することと思われる。

これまで、附属学校の機能役割について以前の高等師範学校、現在の大学又は学部における教員養成、とくに教育実習のことに関連させ過ぎたように思われる。しかし、これと同様の事由に、わが国の附属学校の開設の歴史が明治6年にまで遡ると、いわれている。それは、小学校教員を養成するための師範学校の附属小学校であるが、師範学校生徒が教授法の実地練習に用いられたのである。その後、明治16年に師範学校通則の改正があり、管内小学校の模範とされることになり、さらに、明治24年に児童の普通教育の方法を研究する学校とされるにいたった。附属中学校、附属高等女学校が設置されたのは、明治30年を過ぎて師範学校等の上級学校教員を養成するための高等師範学校の設置に伴うものであったが、普通教育の研究という点から附属小学校も重要視されて併置されていたのである。わが附属学校はこの部類に入るが、小学校が併置されなかったのは戦争のための異例であろう。とにかく、附属学校のあり方については、このように実習学校・研究学校・模範学校という三つが歴史的に伝統視されてきたことは明らかである。しかし、模範学校ということでは、児童生徒の教育を中心にしても、そのあり方は多様で、理想型、標準型、地域型、試行型などの類型が考えられる。研究学校にもいろいろな目標・課題が設定されているが、とにかく難しい問題である。幸か不幸か、私自身は小学校を卒業するのに異なる県の二つの附属学校で学んだ。少年であったが、直接受けた各種の体験を教育的に回想できる。そして、珍しいことであるが、同一の附属学校にて再度校長職の立場にあって、教育経営の問題に当面する毎に、十数年の間隔による諸条件の相違を配慮しながらも、附属学校のあり方の方向づけについての困難性を新しく実感したのである。

さて、附属学校が大学・学部の「教育研究に協力し」「計画に従い教育実習に当る」ためには、その前提として、その学校の学校教育法上の特定の目的を実現す

るための固有の教育実践の過程が確立展開されていなくてはならない。それは、教育専門職者が行なう個人の学識と技術による自主的活動と同時に、全員の組織と規律による共同的活動によって効果的に達成される。それを制度的に保障するために各種関係法規が用意されるが、その制度改正が進むほど、現職者には教育実践とそのための研修・研究について奉仕の努力が要請される。また、後継者の養成・教育の中にまでも及ぶのである。これは、専門職者自身に組織的成長への意図・期待が高まるときも同様である。大きな専門職の組織体としてみれば、現職研修と養成教育とは研究的機能として一貫し一体化するものである。

附属学校では、その教育研究は直接に教育実践の確立展開を科学的に根拠づけるのであるから、その課題・内容が特定の・実践的・技術的になるのは当然である。これが、大学・学部の一般的・理論的の実証的な教育研究のなかに接合・採用されることによって、その意義は一層充実発展する。これは再び附属学校の基本的な教育研究に還元して、教育実践の過程そして計画に適用されることになる。附属学校の教育研究には大学・学部に協力するというよりも、積極的に一体化・共同化するまでに進む部面がなくてはならない。これによって、附属学校のあり方には、研究学校の発展としても、理想型・試行型の模範学校として、教育の実践的改革を先導する地位が確保される。ひいて、大学に対する学術の中心として期待も高まるのである。

ここで再び教育実習のことに戻って余白を埋めることにしよう。附属学校には教育実習に当るにしても、教育研究と同じく大学と一体的的共同に行なう態様が考えられる。附属学校からの委員も参加する教職課程委員会の中に教育実習委員会が構成され、その実施計画が合議されるべきであろう。組織立案に必要な条件、とくに学生に関する情報、資料は十分に求められることになる。2単位－2週間の授業時数の原則は守るとしても、学生には授業実習の前後の長期間の定時的な観察・参加の段階としての準備的・課題的な研究を自主的・共同に行なう機会を設けて、専門職としての実習形態の内容的な充実改善を図るべきであろう。しかし、教員養成大学はともかく、その他一般の大学では教員免許状取得希望の学生が過多で、なおも増加している。講義科目でも多人数授業の能率が憂慮されるが、教育実習になると、出身母校主義のもとに多数の協力学校を設定して学生を委託することになるが、大学側の巡回指導の稀薄化と学生の学力不足とを主理由とする受託拒絶の動向が一般化している。このような実情に対する根本的解決策として、教員免許法の改正、教職課程履修学生の制限などが主張されるのも止むを得ない、と考えられる。しかし、現法規上ではあ

るが、附属学校は教職課程をもつ大学に対する責任の重要性を自認するならば、協力校との連絡・協議などを行って、教育実習を充実改善するための検討を契機

として、附属学校自体、ひいて大学・学部のあり方の研究を推進すべきであろう。

〔IV〕 「現下中等教育の課題」

近 藤 貞 次

(昭和28年4月～同31年3月学校長在任)

知育・徳育・体育の三位一体の教育が中等教育のあり方についての最も望ましい姿の一つであると信じている。この考えはわたくしが名古屋大学教育学部附属学校の校長時代わたくしのモットーとしていたものであり、今でもその考えに変わりはない。わたくしの朝礼の際の話は高邁な抽象的な話しではなくて卑近な話しであった。出来ない生徒に喜ばれる話しが多かったように思う。ある家庭である生徒がきょうだいから出来が悪いと笑われると、わたくしの話しを引き合いに出して、出来ないことは笑うべきことでも、大切なことでもない、大切なことはうまずに努力するかしないかである、と反論したという。わたくしの校長時代生徒間の人間関係は非常によかった。うちの子どもがよい友達にめぐまれたのはわたくしの指導がよかった為であると喜んで下さった家庭もあったが、特に受験勉強を強制しないわたくしのやり方に対し不満の人もあったという。あんな学校にうちの子供を預けて

おいたのでは上級学校へ進ませることができないというので、中学校のみで名大附属に見切りをつけて他の学校に移った人もあったと聞いている。わたくしは生徒に全生徒が超一流の人物になることを期待していないと言ったことがある。一人でも多く一隅を照らしていることに誇りを持つ人の出ることを期待していると言ったこともある。生存競争に打ちかって生き残った人の中には人をけ落すことしか考えていない人もわたくしは知っている。価値観の相違であると言えばそれまでであるが、わたくしにはそういう人生の歩き方を軽べつせざるを得ない。

「現下中等教育の課題」といっても、わたくしの考えでは、知育・徳育・体育の三位一体の教育を如何に分りやすく、日常生活に実践し得るように教え込むことができるかということにある。表現は少し変わったかも知れないが、考え方は附属の校長時代から少しも変わっていない。

〔V〕 新たな現実、複雑な課題

広 岡 亮 蔵

(昭和34年4月～同37年3月学校長在任)

現実と体制とのズレ

わが国の学校体系を見渡すときに、高等学校の教育すなわち後期中等教育は、いちばん深刻な問題をかかえて、混迷を重ねているのではなからうか。

“中学卒業だけでは話にならない、せめて高校ぐらいは卒業しなければ、”との高学歴志向の風潮が強力な動機となって、誰もかれもが高校へ進学するように

なってきた。全国平均で約93%の高校進学率だということだから、実質的にはほとんど高校全入が実現したことになる。

こうなると、当然のことながら、きわめてさまざまな若者たちが高校にはいってくることになる。関心もいろいろ、能力もまちまち、特性もさまざま。これらの多様さの今日的な状況は、かならずしも正常分布の多様さだということができない。というのは、中学生